

市第21号議案

中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）請負契約に関する紛争についての仲裁
中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）請負契約に関する紛争について、次のように仲裁に付する。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

発注者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

請負人 東京都文京区湯島 2 丁目17番 8 号

東西産業貿易株式会社

代表取締役 村 田 良 樹

2 仲裁の要旨

横浜市及び請負人（東西産業貿易株式会社）との間で締結した中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件契約」という。）に関する紛争の解決を図る。

3 仲裁に付する理由

請負人は、本件工事における監督員の指示により、本件契約に係る入札の際に横浜市が提示した設計図書（以下「本件設計図書」という。）の内容の変更が行われたとして、横浜市に対し損害賠償金 168,297,586 円の支払を求めた。横浜市は、当該監督員の

指示は本件設計図書の記載の範囲内で手直しを求めるものであり、本件設計図書の内容の変更には該当しないとして、請負人の請求に応じないとともに、本件工事に係る設備にかしがあるとして、請負人に対しその修補及び損害の賠償を求めた。本件については、当事者間での解決を図ることが困難であると認められるので、建設業法に基づく建設工事紛争審査会の仲裁に付するものである。

4 建設工事紛争審査会

神奈川県建設工事紛争審査会

工事概要等

工 事 名 中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（
食肉機械設備工事）

工事概要 食肉機械設備設置工

工事場所 鶴見区大黒町 3 番53号

契約金額 571,540,200 円

完成期限 平成21年 3 月31日

提 案 理 由

中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会の仲裁に付することとしたいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成19年11月から
平成19年12月まで 中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件契約」という。）に係る入札が行われた。
- 2 平成19年12月13日 横浜市と東西産業貿易株式会社（以下「請負人」という。）との間で本件契約が締結された。
- 3 平成21年2月20日 請負人は、本件工事における監督員の指示により、本件契約に係る入札の際に横浜市が提示した設計図書（以下「本件設計図書」という。）の内容の変更が行われたとして、横浜市に対し請負代金額の変更の協議を求めた。
- 4 平成21年2月から
平成21年3月まで 横浜市は、協議に応じ、8回にわたり話し合いを行ったが、協議が成立しなかったため、本件設計図書の内容の変更に該当すると認められる部分に係る変更として、請負人に対し請負代金額を8,740,200円増額することを通知した。
- 5 平成21年3月31日 横浜市は、本件工事に係る完成検査を実施し、本件工事は完成した。
- 6 平成21年4月28日 請負人は、本件設計図書の内容の変更に

- よって損害が生じたとして、横浜市に対し損害賠償金 179,134,266 円（その後、168,297,586 円に変更）の支払を求めて、神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）に調停を申請した。
- 7 平成 21 年 4 月から
平成 21 年 7 月まで 横浜市は、本件工事に係る設備にかしがあるとして、請負人に対し 3 回にわたりその修補を求めたが、請負人は、一部を除き、これに応じなかった。
- 8 平成 21 年 7 月から
平成 22 年 2 月まで 横浜市は、調停に応じ、4 回にわたり話し合いを行ったが、調停による解決の見込みがないとして、調停は打ち切られた。
- 9 平成 22 年 2 月 9 日 請負人は、本件設計図書の内容の変更によって損害が生じたとして、横浜市に対し損害賠償金 168,297,586 円の支払を求めて、審査会に仲裁を申請した。
- 10 平成 22 年 3 月 30 日 横浜市及び請負人は、本件工事に係る設備のかしの確認を行った。
- 11 平成 22 年 4 月から
平成 22 年 5 月まで 横浜市は、上記かしの確認を踏まえて、請負人に対しその修補及び損害の賠償を求めたが、請負人は、これに応じなかった。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)

建設業法（抜粋）

(建設工事紛争審査会の設置)

第25条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争（以下「紛争」という。）につきあっせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」とい

市第21号

う。)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。